

大阪府立山田高等学校PTA規約

改正 令和6年12月6日

第1条（名称）

本会は大阪府立山田高等学校PTAと称し、事務所を本校内に置く。

第2条（目的）

本会は保護者と教職員とが協力して、学校及び家庭における教育に関して理解を深め、本校教育の充実発展と生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

第3条（方針及び活動）

本会は前条の目的を達成するため、教育を本旨とする民主団体として活動し、他のいかなる団体の支配干渉も受けず、また学校の運営や教職員の人事に干渉しない。上の方針に従って次の活動を行う。

- （1） 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の生活を指導する。
- （2） 地域における教育環境を改善充実し、生徒の学習と健康の増進を図る。
- （3） 会員相互の研修に努める。
- （4） その他必要な活動を行う。

第4条（会員）

1. 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者ならびに教職員とする。生徒の入学もしくは転入時、教職員の着任時に加入同意書の提出をもって入会とする。
2. 生徒が卒業もしくは転退学、教職員が離任した時点、または所定の退会届を提出した時点で退会とする。
3. 前項の規定に関わらず、役員及び会計監査委員は次年度の総会開催日まで会員資格を有するものとする。

第5条（経費）

1. 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもって支弁する。
2. 会費は生徒1人につき年額4,000円、教職員も同額とし、分納することができる。
3. 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告、承認を受けなければならない。
4. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条（役員）

本会には次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 2名
- （3） 書記 2名（保護者、教職員）
- （4） 会計 2名（保護者、教職員）

第7条（役員の任務及び任期）

役員の任務は次の通りとする。

- （1） 会長は本会を代表し、総会及び実行委員会を招集する。
- （2） 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- （3） 書記は議事を記録し、一般事務を処理する。
- （4） 会計は会計事務を処理する。
- （5） 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第8条（会計監査の任務及び任期）

- （1） 本会の経理を監査するために2名の会計監査委員をおき、任期は役員に準ずる。
- （2） 会計監査は必要に応じ随時会の会計監査を行い、その結果を実行委員会及び総会に報告する。

第9条（役員及び会計監査委員の選出）

役員及び会計監査委員の選出は次の通りとする。

- （1） 役員及び会計監査委員の候補者を定めるため指名委員会を設ける。
- （2） 指名委員会の構成は次の通りとする。
 - ①保護者 各委員会より1名
 - ②教職員 2名（教職員中より互選する）
 - ③役員 3名
- （3） 指名委員会は役員及び会計監査委員の候補者を指名し、本人の承諾を得た上、総会に提出し承認を得なければならない。
- （4） 会員は誰でも役員及び会計監査委員に立候補することができる。

第10条（総会）

総会は毎年1回開催し、次の事項を審議決定する。ただし、必要があるときは臨時に開くことができる。

- （1） 役員及び会計監査委員の選任及び決算の承認
- （2） 新年度事業計画及び予算の決定
- （3） 規約の改正
- （4） その他の重要事項

第11条（総会の定足数、議決）

総会の定足数は委任状を含めて全会員の5分の1とする。議決は出席者の過半数によって決定する。

第12条（委員会）

本会の活動のため、学年委員会を設け、必要に応じて専門委員会を設ける。

- （1） 委員は、各学級において1名以上選出し、学年委員会または専門委員会に所属する。
- （2） 学年委員会及び専門委員会には、それぞれ委員長、副委員長各1名をおく。
- （3） 委員ならびに委員長、副委員長は、会長が委嘱する。

第13条（実行委員会）

1. 実行委員会の任務は次の通りとする。
 - （1） 総会に提出する議案について協議し、総会で決議された事項の執行にあたる
 - （2） 専門委員会の設置及び廃止
 - （3） 緊急重要事項に関し総会に代わる議決をする
 - （4） 必要に応じて施行細則を設ける
2. 実行委員会は役員、各委員会の委員長、副委員長及び校長、教頭をもって構成する。
3. 会議の定足数は構成員の2分の1以上とし、議決は出席者の過半数でこれを決する

第14条（規約改正）

この規約は総会において出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付則 本規約は昭和59年4月9日より実施する。